

2026 年度 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業**インドネシアにおける移転価格税制の動向と留意点
～日系インドネシア法人(中小規模)向け 税務実務ガイド～****はじめに**

インドネシアでは近年、国税総局(DGT)による税務執行体制の強化などを背景に、日系インドネシア法人においても、適切な税務対応や関連資料の整備が重要となっています。とりわけ、移転価格税制に関する文書化制度が改正された 2016 年以降、移転価格を主な論点とする税務更正事例が増加しています。その対象は大企業に限らず、中小規模の日系インドネシア法人にも及んでいます。

本稿では、インドネシアにおける移転価格税制のポイントに加え、税務調査での指摘事項と実務的な対応ポイントについて中小規模の日系インドネシア法人の視点から整理します。

第 1 章 インドネシアの移転価格税制の枠組み**1. 移転価格税制とは**

移転価格税制とは、親会社と子会社などの関連者間の取引価格を適正に設定し、恣意的な所得移転や租税回避を防止する国際ルールです。企業グループ内取引では当事者間で取引条件を柔軟に決定できることから、取引価格の設定方針によって各国・地域に帰属する利益が変動する可能性があります。そのためインドネシアでも、関連者間取引について独立企業間原則(注 1)に基づき、第三者間取引と同等の条件で価格を設定することが求められています。

独立企業間価格と異なる条件で取引が行われたと税務当局が判断した場合には、インドネシア法人の課税所得が更正され、法人税などの追加納付を求められる可能性があります。インドネシアでは、移転価格に関する規定や文書化義務は以前から設けられていましたが、2016 年の制度改正により、マスターファイル(注 2)、ローカルファイル(注 3)および国別報告書(注 4)からなる文書化制度が導入され規制が強化されました。その後、財務大臣規則 2023 年第 172 号(PMK 172/2023)により、独立企業間原則の適用方法や文書化要件などが改めて整理されています。

2. 移転価格税制の対象となる関連者間取引

移転価格税制の対象となる取引には、商品の売買に加え、サービスの提供、借入金にかかる支払利息や保証料、無形資産の使用料(ロイヤリティ)など、関連者との間で行われるさまざまな取引が含まれます。インドネシアにおいて「関連者」に該当するかどうかは、主に資本関係、支配関係および親族関係に基づいて判断されます。

- **資本関係**

25%以上の株式の直接または間接的な資本参加。または、2 つ以上の法人が同一の第三者からそれぞれ 25%以上の出資を受けている場合

- **支配関係**

資本関係の有無に関わらず、経営管理や技術・財務面な観点から、実質的に一方の企業が他方を支配している関係

- **親族関係**

1 親等以内の血族または姻族による関係

なお、形式上は非関連者との取引であっても、関連者が取引相手や取引条件の決定に関与しているなど、関連者の影響を受けていると認められる取引についても、独立企業間原則の適用対象となります。

3. 移転価格文書の作成・提出要件

以下では、インドネシアにおける移転価格文書の作成義務が生じる基準、作成期限ならびに申告・提出上の取り扱いについて説明します。

【移転価格文書化要件】

インドネシアの財務大臣規則 2023 年第 172 号(PMK 172/2023)では、以下のいずれかの基準を満たす場合には移転価格文書のうちマスターファイル、ローカルファイルの作成義務が発生します。

当年度において関連者間取引を行っており、かつ以下の条件のいずれかを満たす場合

- 前年度の総収入額が 500 億ルピア(約 4.5 億円、1 ルピア=0.009 円)を超える場合
- 前年度の関連者間における有形資産の取引額が 200 億ルピアを超える場合

- 前年度の関連者間におけるその他取引（サービス提供、支払利息、無形資産取引等）が 50 億ルピアを超える場合
- 当年度において、インドネシアの法人税率（2026 年 9 月時点、22%）より低い税率が適用される国・地域に所在する関連者との取引がある場合（※取引額の多寡を問わず対象）

💡 実務上のポイント

日本の移転価格税制ではローカルファイルの作成義務者を、国外関連者との取引額が 50 億円（または無形資産取引額が 3 億円）以上と設定されており、一般的にはグローバルにビジネス展開している大企業が対象となっています。

一方でインドネシアは日本と比較して金額基準が低く設定されており、また対象取引には国外関連者のみならずインドネシア国内の関連者取引も含まれます。そのため従業員が数十人の中小規模の日系インドネシア法人であっても移転価格文書化の対象となることがあります。

💡 実務上のポイント

日本の親会社で既にマスターファイル（日本語版また英語版）を作成している場合、それをインドネシア語に翻訳することで、インドネシア法人側で作成する手間を省くことが出来ます。

【ローカルファイルおよびマスターファイルの作成期限と申告要件】

作成期限：会計年度終了後 4 カ月以内

💡 実務上のポイント

毎年の法人税申告書には、関連者取引の取引先別/取引種類別の金額、移転価格文書の要約、作成完了日の記載が必要ですが、申告書提出時に移転価格文書を税務当局へ予め提出する必要はありません。

実務上は、税務調査において税務当局による移転価格文書の提出要求があった場合に、要求日から 1 カ月以内に提出することとなります。なお近年では税務調査時の前段階と位置付けられている SP2DK（税務署からのデータ説明要求書）において提出を要求されるケースも増加傾向にあり、この場合には税務調査に先んじて移転価格文書の提出が必要です。

(注 1) 独立第三者間の健全なビジネス慣行に基づいた取引で成立する取引価格や取引条件で取引を行うことを求めるもの

(注 2) 税務当局が重要な移転価格リスクを特定できるよう、企業グループ全体のグローバルな事業活動やグループ共通の移転価格ポリシーをまとめた文書

(注 3) インドネシア法人の事業活動や関連者間取引の詳細を分析し、その取引価格が独立企業間原則に合致していることを税務当局へ説明する文書

(注 4) 多国籍企業グループが事業展開する国・地域別の活動状況(収入金額、税引前利益、納付税額など)を一覧にまとめた文書

第 2 章 税務調査における具体的な指摘事項

税務調査において、日系インドネシア法人の移転価格に関して論点となりやすい事項は、以下の 3 点です。

➤ 恒常的な赤字や低利益率の企業

設立から一定期間経過しているにもかかわらず、毎年赤字決算（または極端な低利益率）で法人税を納付していない場合、税務当局が、本来インドネシア法人に帰属すべき利益が関連者取引を通じてインドネシア国外へ流出していると判断し、移転価格税制を根拠として、同業他社の利益水準相当の法人税課税を求めるケースがあります。

➤ グループ内役務提供取引（ロイヤリティ・経営指導料等）

日本の親会社に対する定期的/定額/定率の支払いは、税務調査において入念に審査される傾向があります。いかなる支払名目（ロイヤリティ、経営指導料、技術支援料、IT システム利用料等）であっても取り扱いは同様となりますので留意が必要です。

💡 実務上のポイント

税務調査時の慣例として、ロイヤリティ料率については、関連売上の 3% 以内であることが損金処理の可否を判断する際の 1 つの目安とされています。ただし、3% 以内であっても、必ずしも損金処理が認められるとは限りません。

例えば、インドネシア法人で赤字決算が続いているにもかかわらず、親会社へのロイヤリティ支払を継続している場合には、親会社のブランドや技術などの役務提供があったとしてもインドネシア法人の収益獲得への貢献が認められないと判断され、ロイヤリティの損金算入が否認されることがあります。

💡 実務上のポイント

関連者取引が発生する場合には、事前に契約書を締結することは必須です。また、契約書には具体的な役務提供の内容を記載するとともに、インドネシア子会社が得た便益（製品販売単価の上昇、歩留まりの改善など）を説明する、また関連者側は役務提供に際して相応の実工数が発生していることを説明する資料を平時から作成・保管しておくことが重要です。

具体的には、親会社からの技術者派遣の出張記録と作業日報、親会社が保有する特許/意匠権の資料、親会社作成の製品製造マニュアル、親会社による定期的な品質チェックレポートなど役務提供の価値を説明できる資料です。

➤ 市場金利水準と乖離して設定された借入金に対する支払利息

関連者からの借入金に対する利息は、市場金利に合致している必要があります。金利設定が市場金利と比較して不当に高いと判断された場合、支払利息の一部を否認されるケースがあります。

💡 実務上のポイント

借入金の調達金利が独立企業間価格であると認められる方法の 1 つとして、リスクフリーレートに各社のリスクプレミアムを加算して設定する方法があります。

インドネシアルピア建て借入金の場合、リスクフリーレートについてはインドネシア中央銀行公表の [SEKI I.26 銀行タイプ/融資別融資金利](#)を参照し、これに借り手のリスクプレミアムを加算して金利設定する等の方法が考えられます。

金利設定が不適切と判断された指摘事例：

- 親会社からの借入契約時には適切な市場金利で設定していたものの、以降 1 年ごとの自動更新時に金利の見直しを行っていなかったため税務上の指摘につながった。
- 親会社からの日本円での借入に関して、誤ってインドネシアルピア建ての金利を参照した高い金利を設定していたため税務上の指摘につながった。

第 3 章 移転価格認定を受けた際の追徴課税

インドネシアの財務大臣規則 2023 年第 172 号 (PMK 172/2023) では、移転価格税制に基づく追徴課税のルールがより厳格化されました。日本の移転価格税制では一次調整 (法人税の追徴) のみ行われるのが一般的ですが、インドネシアでは二次調整 (源泉税の追徴) や VAT 調整についても明記されており、追徴税額が大きくなるリスクがあります。

【ケーススタディ】

親会社へのロイヤリティ支払 50 億ルピアについて、税務当局は独立企業間価格に照らすと 30 億ルピアが妥当であると判断、差額 20 億ルピアは損金不算入とされた。

本ケースにおける追徴課税の試算は以下の通りです。

①. 一次調整 (法人税の追徴)

ロイヤリティのうち否認された 20 億ルピアは対象年度において損金算入が認められず、対象年度の課税所得として加算されます。これにより法人税課税および延滞ペナルティを受ける可能性があります。

1) 法人税の追徴:

$$20 \text{ 億ルピア} \times \text{法人税率 } 22\% = 4.4 \text{ 億ルピア}$$

2) 延滞ペナルティ:

$$4.4 \text{ 億ルピア} \times \text{約 } 1.8\%/\text{月} \times 24 \text{ カ月 } (*) = \text{約 } 1.9 \text{ 億ルピア}$$

* 対象となった関連者取引の発生月から税務調査の結果として税額修正がなされた月までの期間に応じて、累積算定されます。インドネシアの税制では、当該ペナルティの対象期間には最大 24 カ月の上限が設けられており、本試算では上限の 24 カ月が適用されたものと仮定して算出しています。

一次調整による想定追徴税額: 約 6.3 億ルピア

②. 二次調整(みなし配当金に対する源泉税)

否認されたロイヤリティ 20 億ルピア相当について、本来インドネシア法人に帰属すべきであった資金が不当に親会社へ流出した、すなわち親会社への配当であったとみなされ、みなし配当に対する源泉税 (PPh26) 追徴および延滞ペナルティを受ける可能性があります。

1) みなし配当に対する源泉税 (PPh26) の追徴:

$$20 \text{ 億ルピア} \times 20\% \text{ (PPh26 } (*) \text{)} = 4.0 \text{ 億ルピア}$$

* 日・インドネシア租税条約が適用されない場合。租税条約が適用される場合には、日本の親会社によるインドネシア法人の議決権株式の保有割合に応じて、10%または 15%の税率が適用。

2) 延滞ペナルティ:

$$4.0 \text{ 億ルピア} \times \text{約 } 1.8\%/\text{月} \times 24 \text{ カ月} = \text{約 } 1.7 \text{ 億ルピア}$$

二次調整による想定追徴税額: 約 5.7 億ルピア

③. VAT 調整

インドネシア子会社はロイヤリティ支払時に 11%のオフショア VAT を納付し、これを過年度において仕入税額控除として処理しています。しかし、20 億ルピア相当がロイヤリティではなく配当であるとみなされると、本来配当金には VAT は課されないとの理由から過去に仕入税額控除した VAT が否認されるとともに、VAT について不当な相殺を行ったとして加算税を課される可能性があります

1) VAT の追徴:

$$20 \text{ 億ルピア} \times 11\% = 2.2 \text{ 億ルピア}$$

2) 加算税:

$$2.2 \text{ 億ルピア} \times 75\% = \text{約 } 1.7 \text{ 億ルピア}$$

VAT 想定追徴税額: 約 3.8 億ルピア

おわりに

本稿で解説したポイントや事例は、昨今の税務当局による税務調査において指摘を受けやすい代表的な事項です。インドネシアで事業を展開される日系企業の皆様におかれましては、本稿を参考に、自社の関連者取引の価格決定方法や契約書の作成状況等を今一度見直していただき、税務調査時に税務当局へ論理的に説明できる客観的な証拠を平時から準備していただければと存じます。

プラットフォームコーディネーター・ミニレポート
インドネシアにおける移転価格税制の動向と留意点
～日系インドネシア法人(中小規模)向け 税務実務ガイド～

○ 作成:ジェトロ・ジャカルタ事務所

○ 執筆:プラットフォーム・コーディネーター

稲田 直也 (PT Asahi Networks Indonesia)

【報告書の利用についての注意・免責事項】本調査レポートは、日本貿易振興機構(ジェトロ)・ジャカルタ事務所が PT Asahi Networks Indonesia に作成委託し、2026 年 9 月に入手した情報に基づき作成したものです。掲載した情報は作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。本調査レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性及びサービスの有用性の確認は、読者の責任と判断で行うものとし、ジェトロは一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロが係る損害の可能性を知らされていても同様とします。